

高齢者福祉施設のあり方について

【高齢福祉課】

1 現状

(1) 対象施設（令和7年8月）

①老人福祉センター（全6か所 築5年～築50年）

老人福祉法第15条第1項の規定に基づき、老人に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションを実施する。

②老人憩の家（全125か所 築23年～築51年）

老人に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、心身の健康の増進を図る。

(2) 課題

① 老人福祉センター

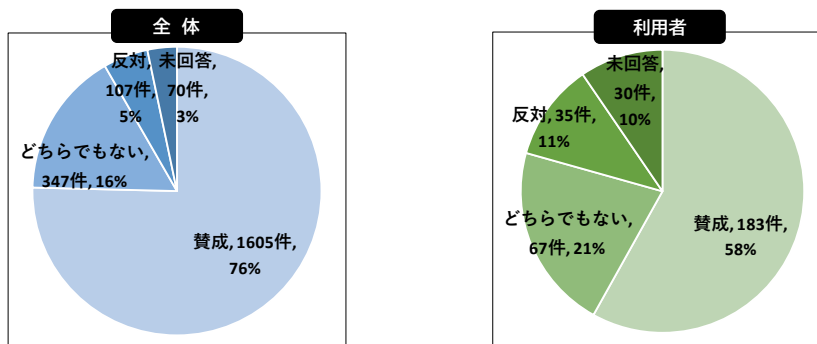
- ・利用者が減少している一方、老朽化による修繕費等が増加傾向にある。
- ・多世代型の利用ができるような在り方を検討していくべき（4センター廃止時の議会でのご意見）。

② 老人憩の家

- ・老朽化が進んでおり、修繕費等が増加傾向にある。
- ・高齢者を主とした運営委員会が多く、運営が負担となっている。（地域から運営が困難との理由で廃止の要望有）

(3) 令和6年度老人福祉センターに関するアンケート（全体：2,129件 利用者：315件）

「老人福祉センターの多世代型施設への転換についてどう思うか」



2 今後の方針及びスケジュール（案）

施設利用者や地域住民等への丁寧な説明会や意見交換等により地域ニーズや実情を十分に把握し、多世代型施設への転換や地域への移譲など（老人憩の家）、現在の利用者の利便性を低下させない様々な活用方法を検討する。

① 老人福祉センター

- ・令和8年～令和9年 施設利用者や地域住民等への説明会・意見交換等
条例改正等
- ・令和10年 新形態施設の運用開始

② 老人憩の家

令和8年度以降、施設利用者や地域住民等への説明会・意見交換等を行い、施設の耐用年数を考慮して順次対応していく。